

基発 0329 第 4 号
平成 28 年 3 月 29 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 2 月 24 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 50 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 24 号）により、亜硝酸イソブチルなど 27 物質とそれらを含有する製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付けるとともに、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行ったところです。本改正につきましては平成 29 年 3 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別添の通り都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等の適切な管理が行われるよう、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。